

下記の事項について諮問する。

平成13年 11月28日

東京都知事 石原慎太郎

記

1 理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて

【諮問理由】

介護保険制度の導入等に伴い、社会福祉施設等におけるいわゆる福祉理・美容の相談が増加傾向にある。社会福祉施設等においては、理・美容所の作業室床面積基準（13 m²以上）の制約により、常設の理・美容スペースを確保することが困難である。そのため、入所者が施設内で理・美容の施術を受ける場合、理・美容師の出張業務により対応してきている。

しかし、社会福祉施設等での理・美容業務についても衛生を十分に確保する必要があることから、可能な限り常設の理・美容スペースを設けることが肝要であり、現行の床面積基準について弾力的な運用規定の整備が求められている。

こうした観点から、理・美容所の作業室床面積基準の見直しについて諮問する。